

免税軽油の引取り等に係る報告書（税 64731）

受付印	免税軽油使用者の番号	第 2 1 9 9 9 9 号
原則、前月分を毎月末まで 令和 ○ 年 5 月 30 日	免税軽油使用者の住所又は 事業所若しくは事業所所在地	神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 - 3 2
兵庫県知事様	免税軽油使用者の氏名	株式会社 ○○ 港運 代表取締役 ○○ ○○
	免税軽油使用者の業種	漁船以外の船舶
	免税軽油使用者証の番号	第 A 9 9 9 9 9 9 号
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	経理課 △△ △△ (電話 078-0XO-XOXO)

免税軽油の引取り等に係る報告書

報告対象期間	令和 ○ 年 4 月 1 日から令和 ○ 年 4 月 30 日まで				
免税軽油の引取りに関する 事実及びその数量 (引取りの事実 <input checked="" type="radio"/> 有・無)	免税軽油の引渡しを行った 販売業者の事務所又は事業 所所在地及び氏名又は名称		免税軽油の引取りに際して販売業者に 提出した免税証に関する事項		
引取年月日	引取数量(ア)		種類(ℓ券)	枚数	免税証の記号及び番号
4/1	400	神戸市中央区下山手通 兵庫石油(株)下山手SS	100	4	H01-000001~04
()	()	()	()	()	()
4/8	80	同上	50 10	1 3	H01-0000041 H01-0000071~73
()	()	()	()	()	()
4/19	120	同上	100 10	1 2	H01-0000005 H01-0000074~75
()	()	()	()	()	()
4/29	40	同上	50	1	H01-0000042
()	()	()	()	()	()
4/30					
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量	(イ)				50 ℓ
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計	(ウ)				640 ℓ
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計	(エ)				625 ℓ
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量	(オ)				0 ℓ
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(ウ)-(エ)-(オ)	(カ)				65 ℓ

原則、前月分を毎月末まで
令和 ○ 年 5 月 30 日

免税軽油使用者証に
記載されたとおり記入

実際の担当者と連絡先

免税軽油の購入日
(括弧内は免税証を
購入先に渡した日)

免税証記載の販売店以外から
軽油を購入したときは、免税証
記載の販売店を括弧内に記入
(船舶の使用者のみ)

免税軽油を購入する都度、軽油と引換えに
購入先に渡した免税証について、券種別に
その「枚数」と「免税証の記号番号」を控え、
報告書に記入

裏面「免税軽油の使用
数量(キ)」の合計を記入

「引取数量(ア)」の合計を記入

権利放棄
10 ℓ
は、欄外に記入
権利放棄がある場合

権利放棄
10 ℓ

その免 税 数 量 油 の 使 用 の 事 実 に 関 連 す る 事 実 無 及 び 有 事 実 無 及 び	機 械、車 両 又 は 設 備 名 (番 号)	左 記 の 機 械、車 両 又 は 設 備 の 使 用 地	免 税 軽 油 の 使 用 数 量 (キ)	稼 働 日 数	稼 働 時 間	
	No. 1 ○○丸 (◇◇製作所 UM4BA5M)	神戸市須磨区若宮町		375	8 日	42 時間
	No. 2 △△△丸 (株)◆◆ BDZ-34G)	同上		250	11	40
	No.					
	No.					
	No.					
合 計			625			
報 告 対 象 期 間 の 末 日 に お け る 免 税 証 の 保 有 状 況	種 類	枚 数	種 類	枚 数		
	100 0券	3 枚	0券			
	50	1				
	10	2				
	末日の免税証の枚数を券種ごとに記入 (返納時は「免税証返納申告書」と一致)					

記載要領

- この報告書は、免税軽油使用者の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合及び使用し、毎月末日までに（法第144条の27条2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項各号の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事務所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(ハ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ロ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(イ)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(ハ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあつては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には以下の書類を必ず添付すること。
 - 免税軽油の引取り日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類（当該販売業者から軽油を納入した際に受け取った領収書、納品書(機械ごとの給油年月日及び給油量を記載したもの)、代金請求書その他これらに類する書類の写し等)
 - 免税軽油使用状況明細書

免税軽油使用状況明細書（税 64732）

免税軽油使用状況明細書（令和 ○年 4月分）

氏名（名称） 株式会社 ○○港運

日	機械車両 No.1 又は設備名 ○○丸		機械車両 No.2 又は設備名 △△△丸		機械車両 No. 又は設備名		機械車両 No. 又は設備名		合計		備考
	稼働時間 生産量	使用数量・ 給油数量	稼働時間 生産量	使用数量・ 給油数量	稼働時間 生産量	使用数量・ 給油数量	稼働時間 生産量	使用数量・ 給油数量	稼働時間 生産量	使用数量・ 給油数量	
1日											(繰越 50 ㍓)
2日	6	55	4	25					10	80	月初の在庫数量を
3日	6	55	4	25					10	80	
4日	6	55							6	55	
5日	6	55	4	25					20	80	
6日			4	25					4	30	
7日	6	55	4	25					10	80	
8日											
9日											
10日											
11日	4	35							4	35	
12日	4	35							4	35	
13日			2	10					2	10	
14日											
15日											
16日											
17日											
18日											
19日											
20日			2	10					2	10	
21日											
22日	4	30							4	30	
23日											
24日			4	25					4	25	
25日			4	25					4	25	
26日											
27日											
28日											
29日			4	25					4	25	月末の在庫数量を
30日			4	25					4	25	
31日											(残量 65 ㍓)
計	42	375㍓	40	250㍓					82	625㍓	

(注)・この報告書は「免税軽油の引取り等に係る報告書」に添付して報告してください。 税 64732-2

- ・使用した免税軽油の数量の正確な把握が困難であると認められるときは、給油数量を報告することができます。
- ・機械、車両、設備を更新（エンジン換装を含む。）する場合は、必ず事前に県税事務所で更新手続きをしてください。

免税軽油使用者証・免税証返納申告書 (税 64711)



免税軽油使用者証
免税証 返納申告書

免税軽油使用者証と免税証の両方を返納する場合は両方を○で囲み、免税証のみ返納する場合は、下側のみ囲む。 令和○年7月29日

兵庫県知事様

免税軽油使用者証に記載されたとおり記入

住所又は事務所若しくは事業所所在地 神戸市長田区二葉町5丁目1-32

氏名(名称) 株式会社○○港運 代表取締役○○○○

実際の担当者と連絡先

この申告を担当する者の氏名 経理課 △△ △△

電話 (078) ○×○ — ×○×○ 番

電子メール ○○○○@×××××.××

兵庫県税条例第113条の2第6項又は第113条の3第8項の規定により、免税軽油使用者証、免税証を返納します。

免税軽油使用者証と免税証の両方を返納する場合は両方を○で囲み、免税証のみ返納する場合は、下側のみ囲む。

業種	漁船以外の船舶			
返納年月日	令和○年7月29日			
返納の理由	<p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨天が多く、申請時に見込んだ稼働日数に至らなかったため。 骨折で入院し、申請時に見込んだ稼働日数に至らなかったため。 機械が故障し、当初見込んだ数量ほど軽油を使用しなかったため。 予定していた現場での作業が取りやめとなったため。 			
返納する免税軽油使用者証の番号	第 A 9 9 9 9 9 9 号			
返の納種 す類 る及 免び 税枚 証数	種類	枚数	種類	枚数
	100 リットル券	3	リットル券	
	50 リットル券	1	リットル券	
	10 リットル券	2	リットル券	

使用者証を返納するときのみ記入

税 64711

免税軽油使用者証・免税証紛失届 (税 64721)



軽油引取税 免税軽油使用者証 紛失届
免税証

令和 ○年 5 月 30 日

担当の局又は
センター名を記入

兵庫県 **神戸** 県民局長 様
 県民センター長
 免税軽油使用者

免税軽油使用者証に
記載されたとおり記入

住所又は事務所若しくは事業所の所在地 神戸市長田区二葉町5丁目1-32
 業 種 漁船以外の船舶
 氏 名 (名 称) 株式会社 ○○港運
代表取締役 ○○ ○○
 電 話 (078) ○×○ - ×○×○ 番
 電 子 メ ー ル ○○○○○@×××××.××

軽油引取税 免税軽油使用者証 免税証 を次の理由により紛失しましたので届出いたします。

使用者証を紛失
したときのみ記入

紛失した 免税軽油使用者証	使用者証 番 号	単独 第	共同 号	紛失年月日	
	交付年月日 有効期限	年 月 日 年 月 日		年 月 日	未使用の 免税証
紛失した 免税証	種 類	記号及び番号		枚数	紛失年月日 令和 ○年 5 月 28 日
	100ℓ券	H01-0000028	~ 0000030	3	交付年月日 令和 ○年 4 月 1 日
	50ℓ券	H01-0000070		1	有効年月日 令和 ○年 6 月 30 日 まで
	10ℓ券	H01-0000126	~ 0000127	2	引取先販売業者 所在地 神戸市中央区下山手通 名称 ▲▲石油(株) ▲▲SS

紛失の理由

【記入例】

- ・台風の床上浸水で、保管していた金庫が所在不明となったため。
- ・管理不十分により、店舗移転の際に所在不明となったため。

(注) この届出には紛失したことを証するに足りる者の証明書(官公署の証明書等)を添付してください。

税 64721

免税軽油譲渡届出書（税 64702）

免税軽油譲渡届出書

令和 ○ 年 5 月 20 日

担当の局又は
センター名を記入

兵庫県 神戸 県民局長 様
県民センター長

申請者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	神戸市長田区二葉町5丁目1-32
	氏名又は名称	株式会社○○港運 代表取締役 ○○ ○○
	免税軽油使用者証の番号	兵庫県第 A999999 号
譲渡する数量		345 リットル
譲り受ける者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	神戸市長田区浪松町●丁目●-●
	氏名又は名称	□□ □□
譲渡をする日又は予定日		令和 ○ 年 6 月 7 日

上記のとおり、免税軽油の譲渡をしたいので承認を受けたく届出いたします。

税 64702

- ※ 免税軽油を他人に譲渡する場合は、事前にこの届出書を提出し、承認を受ける必要があります。
- ※ 譲渡した 345ℓについては、譲渡した日から 30 日以内に申告と納付が必要です。